

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

## 香川県規則第28号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(小切手等の失効に伴う収入)</p> <p>第50条の2 知事は、<u>第237条第3項</u>の規定により失効調書の提出を受けたときは、収入の手続をしなければならない。</p> <p>(事前合議)</p> <p>第52条 略</p> <p>(1) 需用費のうち1件（支出負担行為の総額をいう。以下この条において同じ。）<u>200万円</u>以上の食糧費（給食に関するものを除く。）</p> <p>(2) 1件2,000万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件<u>500万円</u>以上のその他の委託料（児童福祉法第23条第1項、第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費に係る委託料を除く。）</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 1件<u>1億円</u>以上の工事施行に伴う補償に係る補償、補填及び賠償金及び1件500万円以上のその他の補償、補填及び賠償金</p> <p>(8) 略</p>	<p>(小切手等の失効に伴う収入)</p> <p>第50条の2 知事は、<u>第237条第4項</u>の規定により失効調書の提出を受けたときは、収入の手続をしなければならない。</p> <p>(事前合議)</p> <p>第52条 支出負担行為担当者は、次に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、会計管理者又は県外出納員（東京事務所及び大阪事務所の出納員をいう。以下同じ。）に合議しなければならない。ただし、工事施行に伴う委託料及び工事請負費の額の変更に基づく支出負担行為その他別に定める支出負担行為にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 需用費のうち1件（支出負担行為の総額をいう。以下この条において同じ。）<u>30万円</u>以上の食糧費（給食に関するものを除く。）</p> <p>(2) 1件2,000万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件<u>200万円</u>以上のその他の委託料（児童福祉法第23条第1項、第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費に係る委託料を除く。）</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 1件<u>5,000万円</u>以上の工事施行に伴う補償に係る補償、補填及び賠償金及び1件500万円以上のその他の補償、補填及び賠償金</p> <p>(8) 略</p>

(資金前渡のできる範囲)

第68条 略

(1)～(12) 略

(13) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費

(14) 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費

(15) 日本放送協会に対し支払う受信料

(16)～(26) 略

2・3 略

(契約書作成の省略)

第145条 略

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、200万円を超えない随意契約を締結するとき。

2 略

(見積書の徴収)

第186条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者（印刷の請負の契約、物品の買入れの契約又は第184条第6号に規定する契約で、その予定価格が100万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあっては、3人以上の者。以下同じ。）から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不相当と認めるときは、この限りでない。

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課 の出納 員	略	
	保健福祉総務課 の収入取扱員	略
	健康政策課の収 入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち健康 政策課の所掌に係るものの収納

(資金前渡のできる範囲)

第68条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1)～(12) 略

(13)～(23) 略

2・3 略

(契約書作成の省略)

第145条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、50万円を超えない契約を締結するとき。

2 略

(見積書の徴収)

第186条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者（印刷の請負の契約、物品の買入れの契約又は第184条第6号に規定する契約で、その予定価格が50万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあっては、3人以上の者。以下同じ。）から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不相当と認めるときは、この限りでない。

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課 の出納 員	略	
	保健福祉総務課 の収入取扱員	略

	長寿社会対策課 の収入取扱員	略
	略	
警察本 部会計 課の出 納員	警察本部総務課 の収入取扱員	略
	略	
略		

	長寿社会対策課 の収入取扱員	略
	略	
警察本 部会計 課の出 納員	警察本部企画課 の収入取扱員	略
	略	
略		

附 則  
この規則は、令和8年4月1日から施行する。